

## 《計画概要》

### 1 推進目標：地域も関わり合える福祉学習の充実

#### 【取り組み内容】

##### (1) 継続的な福祉学習・福祉教育の実践《重点項目》

小中学校全校を福祉教育実践普及校に指定し、小学校から中学校へと段階的、継続的な福祉教育を実践していただく環境を整えるとともに、地域や関係機関と連携した福祉教育の支援に取り組みます。

##### (2) 地域共生社会への理解と認め合える心を育む

小中学校、関係機関とさらに連携を強化し、児童、生徒が自分達も地域共生社会の一員であるということの認識や理解を深め、相手の立場になって考え行動できる思いやりの心が育まれるよう取り組みます。

##### (3) 福祉に触れる学びの実践

児童、生徒に早い段階からボランティア体験や活動者と接する機会を提供することにより、ボランティア活動への理解と関心を持ち、積極的に参加できるよう取り組みます。小中学生のボランティア体験教室では、児童、生徒の自主性を尊重しながら多くの児童、生徒に参加してもらえるようボランティア活動の実践機会を提供してまいります。

#### ○福祉教育推進事業の実施

- ・福祉教育実践普及校の指定及び福祉教育実践発表会・研究会の開催
- ・福祉作文の募集と表彰
- ・福祉（体験）学習の支援
- ・小・中学生のためのボランティア体験教室の開催

### 2 推進目標：地域を支えるボランティア育成と活動支援の充実

#### 【取り組み内容】

##### (1) ボランティア育成の推進

ボランティア活動を身近に意識し、市民一人ひとりが社会における役割を見出し、生きがいを持って積極的に社会参加できるようボランティア養成講座やボランティア交流会等をとおして、ボランティアの育成に努めるとともにリーダーとなる人材の育成に努めます。また、頻繁に災害が発生している状況を踏まえ、平時から災害の発生に備え、地域における復旧・復興の支援活動を行う災害ボランティアの育成に努めます。

##### (2) ボランティア活動支援の充実《重点項目》

ボランティア活動が推進されるよう、社協だよりやホームページ等を有効に活用し、情報の提供を積極的に行うとともに、必要に応じて遊具等の貸出を行うなど、支援内容を充実させ個人や団体のボランティア活動を支援します。また、ボランティア交流会等を継続開催し、情報交換やネットワークづくりなどを支援します。さらに、これまで取り組んできた高校生のボランティア活動が、今後も継続的に取り組まれるよう支援します。

##### (3) ボランティアセンター機能（仕組み）の充実

地域や関係機関と連携して、生活の不安や困りごとのニーズの把握に努めるとともに、ボランティア登録制を推進し、ボランティアを必要としている方とボランティア活動を希望する方との調整機能の充実を図ります。また、大規模災害時における災害ボランティアセンターの運営や支援活動が円滑に行えるよう、人材の登録を推進するとともに、岩沼市をはじめ県内外の社会福祉協議会や関係機関・団体等との連携体制の整備に努めます。

#### ○ボランティア育成・活動支援事業の実施

- ・ボランティア養成講座の開催及びボランティアの登録
- ・ボランティア登録による支援活動のコーディネート

- ・災害ボランティアセンターの連携体制及び災害用資機材の整備
  - ・ボランティア保険の加入促進
- 遊具等無料貸出事業の実施

### 3 推進目標：気軽に参加できる地域づくりの充実

#### 【取り組み内容】

##### (1) 地域や居場所づくりへの支援

住み慣れた地域において、子どもや高齢者、障害の有無にかかわらず、すべての住民が安心して生き生きとした人生を送ることができる、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを支援します。また、地域において気軽に参加できる場がさらに増えるよう、サロンの立ち上げや運営支援、ボランティア・講師の派遣、レクリエーション用具の貸出による支援を継続して実施するとともに、サロン等の情報収集と発信に努め、町内会等へ情報提供を行うなど、居場所づくりを支援します。

##### (2) 地域資源・社会資源の発掘

地域には、趣味や特技等を持つ多くの人材がいます。そうした方々の役割を見出し、地域や社会の資源として地域貢献のきっかけづくりをサポートします。

##### (3) 地域支援・団体支援

住民が主体となって地域の支え合い・助け合いが推進されるよう、市民福祉フォーラム等を開催するとともに、地域課題を把握し、解決できるリーダーの育成に努め地域を支援します。

また、助成制度等を通じて、町内会やボランティア団体等の活動を支援します。

- 市民福祉フォーラムの開催
- 地域サロン支援事業の実施
  - ・地域サロン等実施団体への支援
  - ・サロン活動の実施
- 地域支え合い活動助成事業の実施

### 4 推進目標：一人ひとりを支える相談・生活支援の充実

#### 【取り組み内容】

##### (1) 相談機能の充実

相談事業については、情報交換会等を通して他の相談機関や相談員同士の連携を強化するとともに、各種制度と連動することにより相談機能の充実を図ります。また、生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、愛の福祉短期貸付事業、ふれあい福祉相談事業等の組織内連携をさらに強化し、相談支援体制の充実を図ります。

##### (2) 生活困窮世帯への自立生活支援の充実

生活に困窮する世帯の方が、問題解決のための糸口を探り、安定した生活が維持できるよう関係機関と連携し、各種支援事業・制度を活用し自立に向けた生活支援を行います。また、コロナ特例貸付償還世帯においては、厳しい生活が改善されず相談に来る方も多く、そうした世帯に寄り添いながら安定した生活を取り戻すことができるよう支援に努めます。さらには、頻繁に起こる大規模災害が発生した場合にも、岩沼市をはじめ関係機関・団体等と連携し、生活困窮世帯等への支援に努めます。

##### (3) 高齢者や障害者がいる世帯への生活支援の充実

高齢者や障害者がいる世帯に対し、安心した生活が地域で送れるよう権利の擁護を図りながら、市民と協力し見守り活動や交流会、サポート事業などを通して生活支援を行います。

- ひとり暮らし高齢者会食のつどいの実施
- 高齢者夫婦世帯研修・交流会の開催
- 愛の福祉短期貸付事業の実施

- 車いす無料貸出事業の実施
- 善意銀行の運営
- ふれあい福祉センター相談事業の実施
- 岩沼市生活困窮者自立支援事業の受託実施
- 生活福祉資金貸付事業の受託実施
- 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の受託実施
- 岩沼市自発的活動支援事業の受託実施
- 障害者スポーツ交流事業の実施
- 歳末たすけあい配分金事業の実施

## 5 推進目標：地域福祉を推進する連携・協働の充実

### 【取り組み内容】

#### (1) 連携・協働の関係づくり

市民をはじめ関係機関や各種団体、企業などの相互理解を深めるとともに、地域課題を我が事と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながり、互いに協力し合い福祉を高めていくことの大切さを共有し、連携、協働による地域福祉を推進するための関係づくりに努めます。

#### (2) 連携・協働による地域福祉の推進 《重点項目》

関係機関・団体、企業等の多様な主体が連携・協働し、地域共生社会の実現に向けた地域の支え合い・助け合いによる地域福祉が推進されるようコーディネート機能を強化し支援します。

また、町内会と連携して地域課題を共有し、課題解決に向けて共に考え、共に取り組める関係づくりに努めるとともに、地域の想いを形にできるようサポートやフォローの体制を構築し、地域福祉を推進します。

#### (3) 共同募金委員会・老人クラブ連合会・民生委員児童委員協議会との連携・協働の推進

岩沼市共同募金委員会と連携強化を図り活動財源の確保に努めるとともに、地域福祉活動を推進します。また、岩沼市老人クラブ連合会と連携・協働して地域福祉を推進します。さらには、岩沼市民生委員児童委員協議会との関係性を強固なものとし、連携・協働して地域福祉を推進します。

- ふれあいの広場の開催
- 敬老のつどいの受託実施
- 町内会連携地域福祉活動モデル事業の実施
- 町内会支援（テント配分）事業の実施
- 岩沼市生活支援体制整備事業の受託実施
- 岩沼市共同募金委員会の事務受託及び事業への協力
- 岩沼市老人クラブ連合会の事務受託及び事業への協力
- 岩沼市民生委員児童委員協議会の事務受託及び事業への協力

## 6 推進目標：地域を支えるための基盤強化

### 【取り組み内容】

#### (1) 広報啓発活動の充実

社協だよりやホームページの内容の充実に努めるとともに、特に各種講座、サロンの案内やボランティアに関する情報提供に力を入れ、必要な情報が必要なときに届けられるよう、また、多くの人に地域福祉を身近に感じてもらえるよう、LINE等のSNSも活用し効率的な情報の発信に努めます。

#### (2) 自主財源の確保と役職員の情報の共有化

未加入の市民や企業等に社協活動を理解していただき、趣旨に賛同して社協会員として加入

いただけるよう取り組み、自主財源確保の強化に努めます。また、介護保険制度、子育てや障害者等への支援制度の動向を注視しながら、利用者の満足度を高めるとともに利用者の増に努め、安定した運営の維持を図ります。さらに、各種研修などを通して役職員の情報の共有化を図り、共通理解を深めます。

(3) 地域福祉活動計画の周知・進行管理

地域福祉活動計画については、第2次計画の最終年にあたることから、事業の進捗状況を踏まえ、関係機関及び団体、市民の代表などの協力を得ながら事業の評価、見直しを図り適切な進行管理に努めます。また、令和8年度から12年までを計画期間とする次期計画の策定を進めます。

○広報啓発事業の実施

- ・社協だよりの発行
- ・ホームページやSNSの活用

○地域福祉活動計画の推進

- ・地域福祉活動計画の進行管理及び周知
- ・第3次計画の策定

○法人運営事業の推進

- ・経営・財政基盤の安定化

○役職員の研修事業の実施

○CSW（地域支え合い活動）支援職員養成事業の実施

○居宅介護支援事業の実施

○岩沼市デイサービスセンターさとのもりの指定管理及び運営

○岩沼市地域包括支援センター事業の受託実施（岩小学区）

○相談支援事業の実施

○岩沼市障害児者等相談支援事業の受託実施（南小学区及び玉小学区）

○岩沼市高齢者等世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業の受託実施